

氷見市学校給食センター調理等業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領

1 目的

この要領は、学校給食の質や安全性を確保しながら学校給食業務運営の合理化を図ることを目的とした氷見市学校給食センター調理等業務委託における契約候補者を選定するためのプロポーザル審査方法について定めることを目的とする。

2 審査の方法

契約候補者選定の審査方法は以下のとおりとする。

(1) 審査委員

別紙1「氷見市学校給食センター調理等委託業者選定プロポーザル審査委員会委員名簿」(非公表)のとおりとする。

(2) 企画案、事業実施能力等に関する審査

審査項目及び配点は、**別紙2**のとおりとする。

プロポーザルの技量は点数化しない。

(3) プロポーザル審査の対象

企画提案者が提出した提案書及びプレゼンテーション

(4) 優先交渉権者の決定方法

別紙2 Iの各委員の評価点の合計を委員数で除した評価点(90点満点)とII(10点満点)の合計である総合評価点(100点満点)により順位を付す。なお、評価点は少数点第1位を四捨五入により求めることとする。

(5) 複数の同点者が生じた場合

複数の同点者が生じた場合は、各委員の協議によってその順位を決定する。

(6) 最低基準

①総合評価の7割(70点)を最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

②**別紙2** I-3-(1)及び(2)のそれぞれの評価点数の平均が6点に満たない提案者は選定の対象としない。

(7) 応募者が1者の場合の取扱い

(6)の最低基準を満たす場合は、当該提案者を(4)優先交渉権者とする。

(8) 審査における利害関係者の排除等

利害関係者による応募に関しては、審査委員は審査を辞退する(審査に加わらない)こととする。この場合、他の審査委員による点数の平均点を加算する。また、応募者が審査委員に対して故意に接触を求める行為を行った場合は失格とする。

3 審査の非公開

審査委員会の会議は非公開とする。

4 その他

この要綱に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は、審査委員が協議の上、決定する。